

IATA航空危険物規則 自己適合宣言書

製品名	国連番号	Proper Shipping Name	特別規定		備考
			国連	IATA	
YAMAHA製ニッケル水素電池 (JWB2)	UN3496	Batteries, Nickel-Metal Hydride	SP117	A199	JWB2は国連及びIATAにおいて危険物に分類されており、左記の特別規定に従って輸送されなければならない。

特別規定	SP117	本規定は海上輸送のみに適用される。
	A199 (IATA DGR 66th edition)	UN3496 は海上輸送のみに適用される。熱の危険な発生の可能性があるニッケル水素電池またはニッケル水素電池作動の装置、機器あるいは駆動の乗り物は以下を防ぐように輸送のため準備されていれば本規則の適用を受けない。 (a) 短絡 (例えば、電池の場合、むき出しの端子を効果的に絶縁することにより、または機器の場合、電池の接続を絶ち、むき出しの端子を保護することにより)。および (b) 意図しない作動。

判定、及び 輸送時の注意点	YAMAHA製ニッケル水素電池(JWB2)は上記特別規定が適用される。 従って、航空輸送においてこの電池に制限はなく、航空機による輸送が可能である。 輸送時は短絡、予期せぬ起動防止の為、下記を実施すること。 電池を車いすから取り外すこと。 電池に短絡が生じないように絶縁し保護すること。(例:保護キャップ) 取り外した電池は(例えば個々の電池を保護袋に入れるなどして)損傷しないように保護すること。 最終的な判断は、本書類を参考に航空会社が下す。
------------------	--

日付	2025.1.10
会社名	ヤマハ発動機(株) SPV事業部 JWビジネス部
名前	高橋 愛
署名	高橋 愛